

仕 様 書

奈良県中央卸売市場清掃組合（以下「甲」という。）が、奈良県中央卸売市場（以下、「市場」という。）の事業活動等に伴い発生する段ボールを契約相手方（以下「乙」という。）に売却するにあたり、適用する条件は次のとおりとする。

1. 回収場所：奈良県中央卸売市場内廃棄物・再生原料集積所内（以下、「集積所」という。）
2. 回収の対象となる段ボールについて

乙は、集積所に保管された段ボールをすべて回収すること。

但し、段ボールが次のような状態にあり、乙が再生利用が困難又は不可能等の理由で、引き取りが難しいと判断したときは、回収の対象としない。

- ① 著しい汚れ、留め金具、ガムテープ等の異物が付着しているもの
- ② 水分を含んでいるもの
- ③ ワックス・ろう引き、ビニール等で防水加工が施されており、再生利用が難しいもの
- ④ 臭いの激しいもの

3. 回収の日時、頻度等について

回収は、契約期間中の市場開場日の、集積所開所時間内に行うこと。

回収頻度は週1回以上とする。回収日時と回数等については、集積所における段ボールの発生状況や保管量等を考慮して、甲と乙が協議して定める。

4. 回収と引き渡しの手順について

乙は、中央卸売市場の集積所内において、甲が指定場所に保管した段ボールを収集し引き渡しを受けること。

- （1）乙は、段ボールを回収する際は必ず、甲が集積所の管理を委託した者（以下「管理受託者」という。）の指示に従い、その立ち会いの下で作業を行うこと。
- （2）乙は、回収を行った日時等を段ボール回収記録簿に記入し、管理受託者の確認を受けること。
- （3）乙は管理受託者の確認が完了した後、段ボールの引き渡しを受け、乙の事業所（あるいは、乙が入札参加手続きの際に申し出た引き渡し先の事業所）まで運搬すること。

5. 計量結果の報告

乙は、引き取った段ボールの計量結果の報告については、（1）及び（2）のとおりとすること。

なお、引き取った段ボールの重量については、一般競争入札参加資格確認申請の際に申し出た計量証明事業者が所有する計量器（計量法に規定されたものに限る）を用いて計量すること。

- （1）引き取った段ボールの重量を示した書類を甲に提出すること。

なお、その書類は甲の承諾を得て、管理受託者に渡すこととしても良い。

(2) 乙は、(1)と共に別添報告様式により、1か月間に引き取った段ボールの重量をとりまとめ、毎月5日までに甲に提出すること。

6. 回収時の注意事項について

乙は集積所内では周囲の安全に努め、事故のないように努めること。

また、集積所内では必ず管理受託者の指示に従って作業すること。

7. 引き渡し予定数量（令和7年実績による）

1月平均 約5,300キログラム（年間 約64,000キログラム）。

但し、次の点に留意すること。

- ・当該数量は令和7年の売却実績によるものであり、保証されるものではないこと。
- ・中央卸売市場の商品の流通変動等により、段ボールの排出量の増減があること。
- ・季節や気候の変動等により段ボールの排出量が増減すること。

（参考）再生原料（段ボール）の売却量実績（令和7年1月から12月）

令和7年

（単位：kg）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
3,980	5,620	5,440	5,170	6,120	5,800	5,410	5,100	5,010	5,250	5,080	6,150	64,130